

第12回通常総会議案書

と き：令和6年4月16日（火）午後3時20分

と ころ：ヒスイ王国館



公益社団法人 糸魚川法人会糸魚川支部

通常総会次第

1. 開会の辞
2. 支部長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人の選任
5. 議 事
 - 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告承認の件
 - 第 2 号議案 令和 5 年度収支決算承認の件
 - 第 3 号議案 令和 6 年度事業計画(案)承認の件
 - 第 4 号議案 令和 6 年度収支予算(案)承認の件
 - 第 5 号議案 規約一部改正 (案) 承認の件
6. 来賓祝辞
7. 閉会の辞

令和5年度事業報告

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

1. 公益関係

(1) 特別講演会 (一般公開)

期 日 令和5年4月20日 (木)
会 場 ヒスイ王国館
演 題 人を幸せにする会社の作り方
～いのちと調和して利益を生み続ける秘訣～
(天野氏の講演及び葦木氏のいのちを奏でる歌唱)
講 師 天 野 敦 之 氏 (人を幸せにする会社総合研究所(株) 代表)
葦 木 啓 夏 氏 (シンガーソングライター) のご夫妻
出席者 50名 (内一般8名)

(2) 環境美化活動

期 日 令和5年7月25日 (火)
場 所 糸魚川商工会議所前の市道路肩
内 容 プランターへの花の植栽による美化活動
参加者 6名

(3) 秋季公開講演会 (一般公開)

期 日 令和5年11月28日 (火)
会 場 ヒスイ王国館
演 題 地域の未来を拓く！ 成功戦略と多様な雇用創出の未来
講 師 渋谷雄大氏 ((株)MOVED 代表取締役)
出席者 31名 (内一般4名)

2. 共益関係

(1) 経営セミナー

期 日 令和5年9月20日 (水)
会 場 ヒスイ王国館
演 題 平成の経済を振り返る
講 師 新 井 一 郎 氏 (新潟県糸魚川地域振興局 局長)
出席者 26名

3. 管理関係

(1) 会員数

期首会員数	期中入会	期中退会	期中増減	期末会員数
255 社 (内系列会社 7 社)	2 社	5 社 (内系列会社 1 社)	-3 社	252 社 (内系列会社 6 社)

(2) 通常総会

日 時 令和 5 年 4 月 2 0 日
会 場 ヒスイ王国館
議 題 ①令和 4 年度事業報告承認の件
②令和 4 年度収支決算承認の件
③令和 5 年度事業計画(案)承認の件
④令和 5 年度収支予算(案)承認の件
⑤役員改選(案)承認の件
出席者 1 3 2 名 (内委任状 8 7 名)

(3) 役員会

(第 1 回)

日 時 令和 5 年 7 月 1 1 日
会 場 糸魚川商工会議所
議 題 ①今後の事業について
②支部規約の改正方針について
③会員増強について
出席者 8 名

(第 2 回)

日 時 令和 6 年 2 月 2 7 日
会 場 糸魚川商工会議所
議 題 ①今年度の事業報告および決算見込みについて
②令和 6 年度の事業計画案および予算案について
③通常総会の日時および講演会の開催について
④規約の一部改正案について
出席者 1 0 名

(4) 監査会

日 時 令和 5 年 4 月 6 日
会 場 法人会事務室
概 要 令和 4 年度の会計監査
出席者 1 名

(第2号議案) 令和5年度収支決算承認の件

令和5年度収支計算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差額	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
本部交付金	472,000	472,000	0	248社(系列会社除く)
雑収入	10,000	14,500	4,500	
懇親会等会費収入	250,000	319,000	69,000	
【事業活動収入計】 A	732,000	805,500	73,500	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費	618,000	673,658	55,658	
研修会費	40,000	29,449	△ 10,551	経営セミナー
社会貢献活動費	258,000	220,549	△ 37,451	総会講演会・公開講演会
会員交流費	320,000	423,660	103,660	
(2) 管理費	114,000	106,337	△ 7,663	
会議費	91,000	83,917	△ 7,083	
総会費	11,000	8,800	△ 2,200	
役員会費	50,000	40,117	△ 9,883	
その他会議費	30,000	35,000	5,000	
事務委託費	20,000	20,000	0	
支払手数料	2,000	2,420	420	
雑費	1,000	0	△ 1,000	
(3) 本部返戻金	0	25,505	25,505	
【事業活動支出計】 B	732,000	805,500	73,500	
【事業活動収支差額】C(A-B)	0	0	0	

令和5年度決算(自 令和5年4月1日～至 令和6年3月31日)を上記の通り報告致します。

令和6年3月31日

(公社)糸魚川法人会 糸魚川支部

支部長 後 藤 幸 洋 ㊟

令和5年度収支計算書につき諸帳簿並びに証拠書類を監査の結果、いずれも正確かつ用途も適正妥当に処理されていることを認めます。

令和6年4月2日

監 事 小 池 健 一 ㊟

令和6年度 事業計画(案)

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

1. 基本方針

「よき経営者をめざすものの団体」として、会員企業の研鑽と会員相互の交流を促進し、会員企業の一層の資質の向上に資する事業活動を展開すると共に、引きつづき、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、さらに地域経済発展と地域社会貢献の活動を積極的に推進する。

また、会員増強に取り組み、組織基盤の充実に努め、親会の事業活動を積極的に担うこととする。

2. 公益事業

(1) 研修会・講演会

- ①税制・税務に関する研修会に参加し、税知識を高め正しい納税に努める。
- ②公益事業として講演会等を原則一般公開で開催する。

(2) 地域活性化事業

- ①地域振興と地域活性化に資する活動を支援する。

(3) 社会貢献活動

- ①地域の環境美化、生活環境の向上に資する活動に努める。

3. 共益事業

(1) 会員増強

- ①親会の会員増強運動月間(10月1日～12月31日)の運動方針に基づき、新規会員の入会に向け積極的に取り組む。

(2) 経営セミナー

- ①人材育成や企業経営に関する法律問題等、会員の資質向上と企業経営を支援するセミナーを開催する。

4. 管理関係

(1) 役員会

- ①正副支部長会および役員会を開催し、円滑な事業運営に努める。
- ②関係団体との連絡・協調に努め、各事業を効果的に推進する。

令和6年度収支予算書(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
本部交付金	469,000	472,000	△ 3,000	246社(系列会社除く)
雑収入	10,000	10,000	0	
懇親会等会費収入	0	250,000	△ 250,000	
【事業活動収入計】 A	479,000	732,000	△ 253,000	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費	365,000	618,000	△ 253,000	
研修会費	40,000	40,000	0	経営セミナー
社会貢献活動費	255,000	258,000	△ 3,000	総会講演会・公開講演会
会員交流費	70,000	320,000	△ 250,000	
(2) 管理費	114,000	114,000	0	
会議費	91,000	91,000	0	
総会費	11,000	11,000	0	
役員会費	50,000	50,000	0	
その他会議費	30,000	30,000	0	
事務委託費	20,000	20,000	0	
支払手数料	2,000	2,000	0	
雑費	1,000	1,000	0	
【事業活動支出計】 B	479,000	732,000	△ 253,000	
【事業活動収支差額】C(A-B)	0	0	0	

役員人数に係る規約第7条の一部改正

公益社団法人糸魚川法人会 糸魚川支部会規約 改定(案)新旧対照表

現行規約	改定の規約(案)																
<p>第1条から第6条 (略)</p> <p>(役員の数)</p> <p>第7条 支部に、次の役員をおく。</p> <table><tr><td>支部長</td><td>1名</td></tr><tr><td>副支部長</td><td>2名</td></tr><tr><td>幹事</td><td>若干名</td></tr><tr><td>監事</td><td>1名</td></tr></table> <p>第8条から第16条 (略)</p> <p>付記事項</p> <p>(1)この規約は、平成13年7月4日より施行する。</p> <p>(2)この規約の初年度における役員任期は、親会の任期と同様とし、事業年度においても同様とする。</p> <p>(3)この規約の改廃は、親会理事会承認のもとに行う。</p> <p>(4)平成25年4月1日より親会が公益法人へ移行したことに伴い改正する。</p> <p>本規約は、平成25年5月9日より施行する。</p>	支部長	1名	副支部長	2名	幹事	若干名	監事	1名	<p>第1条から第6条 (略)</p> <p>(役員の数)</p> <p>第7条 支部に、次の役員を置く。</p> <table><tr><td>支部長</td><td>1名</td></tr><tr><td>副支部長</td><td>2名</td></tr><tr><td>幹事</td><td>若干名</td></tr><tr><td>監事</td><td>2名以内</td></tr></table> <p>第8条から第16条 (略)</p> <p>付記事項</p> <p>(1)この規約は、平成13年7月4日より施行する。</p> <p>(2)この規約の初年度における役員任期は、親会の任期と同様とし、事業年度においても同様とする。</p> <p>(3)この規約の改廃は、親会理事会承認のもとに行う。</p> <p>(4)平成25年4月1日より親会が公益法人へ移行したことに伴い改正する。</p> <p>本規約は、平成25年5月9日より施行する。</p> <p>(5)この規約の改正は、<u>令和6年4月16日より施行し、施行日後に到来する役員改選から適用する。</u></p>	支部長	1名	副支部長	2名	幹事	若干名	監事	2名以内
支部長	1名																
副支部長	2名																
幹事	若干名																
監事	1名																
支部長	1名																
副支部長	2名																
幹事	若干名																
監事	2名以内																